

# 令和6年度武蔵野市青少年健全育成運動推進方針

## 1 趣旨

次代を担う青少年が、豊かな子ども時代を送り、社会との関わりを自覚し、自ら考え、責任をもって行動できる人間として成長することは、市民一人ひとりの願いです。

しかし、今日の青少年を取りまく環境は、少子高齢化の進行、価値観の多様化、あらゆる情報の氾濫など社会的なものから、世帯構造の変化、家庭と地域とのつながりの希薄化、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化など、暮らしに及ぶものまで著しく変化してきており、青少年の意識や行動に様々な影響を与えています。

青少年自身の現状を見ても、スマートフォン等を用いたソーシャルネットワーキングサービス等への過度の依存や性加害・被害に繋がりがねない不適切な利用、深刻ないじめや児童虐待、子どもの貧困、薬物の乱用そして青少年自身が加害者となる事件の発生等、青少年が直面する問題は多岐にわたり生じています。

このような状況の中、青少年が「自らも地域の一員であり将来の担い手である」という自覚を持ち、社会性を身に付け、主体的に行動できるように育成していくためには、家庭や地域が学校や行政等の諸機関と共通の方針を持って、相互に緊密な連携を図りながら、青少年の健全育成運動に取り組むことが重要です。

武蔵野市青少年問題協議会及び推進団体は、国・都等の取り組みや「第五次子どもプラン武蔵野」を踏まえ、ここに「武蔵野市青少年健全育成運動推進方針」を定め、以下の重点目標と行動計画のもと健全育成運動を推進していきます。

## 2 重点目標と行動計画

### (1) 健全な家庭づくりの推進

家庭は、子どもの成長の原点であり、これまで以上に家庭の子育て力を向上させる必要があります。子どもたちが誇りや自信を持ち、他者を信頼し、社会性を持つ大人となるためには、各家庭において長期的かつ広い視野を持ち、乳幼児期からの親子のふれあいによる絆を深めることが重要です。

- ① 子育て支援体制の強化、ならびに子育て支援事業、相談事業等の充実により子どもの育成を支援していきます。
- ② 子どもたちが、様々な体験を通して家族の絆を実感できる事業を推進し、家庭の中で認められ、安心できる環境を育みます。
- ③ 朝食の欠食、孤食等の食の問題や、夜更かしなどの生活習慣の問題について、家庭への啓発を推進していきます。
- ④ インターネットやスマートフォン等、様々なメディアが子どもに与える影響を家庭が認識し、子どものメディアへの適切な関わりを家庭で指導できるよう支援していきます。
- ⑤ 貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、関係機関の連携のもと、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。
- ⑥ 介護など家庭の事情で、子どもたちが子どもらしい生活を送れず、社会的に孤立してしまわないよう、子どもたちの相談・居場所事業を支援していきます。

## (2) 地域社会による健全な社会環境づくりの推進

地域社会は、青少年の人間性を育む場として重要な役割を担っており、次代を担う青少年を育成する場としての機能を強化していく必要があります。

- ① 青少年が地域事業へ参画し、自らも地域の一員としての役割を果たすことなどを通じて、青少年の生きる力を育成していきます。地域社会との関わりが薄い青少年に対しても、地域の大人が挨拶や地域行事への参画等の声掛けを行うことで、青少年と地域との関係の醸成を図っていきます。
- ② 地域における青少年の健全育成活動を持続可能なものとし、さらに充実させるために、青少年問題協議会地区委員会への市民の参加を促進していきます。
- ③ 子どもの育ちの段階ごとに応じた途切れ・隙間のない支援が必要であるとの問題意識を持ち、関係機関と連携した継続的な支援を行っていきます。
- ④ 心身に何らかの障害のある子どもやその保護者が、地域で安心して生活し続けられるように、障害や発達状況に応じた適切な支援体制について、整備・充実を図っていきます。
- ⑤ 飲酒及び喫煙、薬物等の乱用について、学校・地域社会が一体となって抑止するための啓発活動に努めます。
- ⑥ 青少年が犯罪に巻き込まれることが無いように、地域で子どもを守る体制づくりを推進するとともに、青少年が自らを守る能力を育成していきます。
- ⑦ 情報メディアによる性や暴力に関する情報の氾濫や、地域における有害環境に対して関心を払い、浄化活動を推進することにより青少年の非行防止に努めます。
- ⑧ 児童虐待から児童の生命、安全を確保するため、あらゆる関係機関が連携し、児童虐待の早期発見、発生防止に努め、継続的な支援を行っていきます。
- ⑨ 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対して個別相談や日常生活支援等の行える場を提供するとともに、関係団体が連携して、円滑な社会生活・自立に向けた支援を行っていきます。

## (3) 青少年の体験活動等の促進

青少年が生きていることを実感し、自ら意欲を持って主体的に行動し、生きる喜びや手ごたえを得ることができるよう、体験活動や社会奉仕活動を推進します。

- ① 子どもたちが様々な環境と関り、経験を積み重ねることで、身近な社会生活、生命及び自然に対する興味が養われ、生きる力を身に付けられるように、様々な実体験の場を提供していきます。
- ② 青少年が、生きがいや自立心、職業観、相互扶助の心を培うため、社会奉仕活動、世代が異なる人たちとの交流活動、就業体験等への積極的な参加を促進します。
- ③ 青少年問題協議会地区委員会や青少年関係団体、市内の大学等の協力を得て、地域での様々な取り組みへの青少年の参加を促し、地域活動等を担うリーダーとして成長する基盤を引き続き、整備していきます。
- ④ 子どもたちが、自らの発想で自由に遊べる体験を通して、豊かな感性や判断力を養うとともに、社会性も同時に身につけることを促していきます。
- ⑤ 国内・外における青少年交流事業を通じて、広い視野とバランス感覚をもった青少

年育成に取り組みます。

- ⑥ 次代の担い手である子どもたちが社会参加への意識を持ち、自らの意見を発信していけるよう、市や地域の多世代と繋がっていける仕組みを構築し、自らが提案・実現できる場を提供していきます。

### 3 推進にあたって

- (1) 青少年問題協議会地区委員会は、青少年の健全育成を推進する地域活動組織として、健全育成運動推進方針に沿って、それぞれの地区の特長を生かした豊かな運動を展開します。
- (2) 青少年関係団体、その他関係団体は、この方針に沿って、自主的な団体活動を行うほか、青少年問題協議会等と連携をとりながら青少年健全育成運動を推進します。
- (3) 市及び関係機関は、この基本方針に基づき、相互の連携を密にして地区活動、団体活動が円滑に展開されるよう、積極的に役割を果たしていきます。

### 4 主唱

武蔵野市青少年問題協議会

### 5 推進団体

\* 青少年育成団体・青少年団体等

市立小・中学校PTA、社会教育委員、民生・児童委員、保護司会、青少年関係団体、スポーツ推進委員協議会、コミュニティ研究連絡会、ひと声運動推進委員、体育協会、その他地域協力者・団体

\* 関係行政機関

武蔵野市、武蔵野市教育委員会、武蔵野警察署、東京都杉並児童相談所、東京家庭裁判所立川支部、三鷹公共職業安定所、三鷹労働基準監督署、東京都多摩府中保健所、市立小・中学校、市内私立小・中学校・幼稚園、市立保育園、市内私立保育園、公・私立高校、武蔵野商工会議所、武蔵野市商店会連合会、武蔵野防犯協会、その他関係団体

### 6 期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日